

J R 東海労働組合関西地「申」第18号  
2014年11月5日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 「一方的な勤務変更」に関する申し入れ

9月30日、大阪仕業検査車両所の社員が連絡も承諾も得ず10月3日の勤務を一方的に変更される事象が発生した。その後、会社は当該社員に対し「勤務変更通知書」を渡して勤務変更を強要してきた。その際、変更の理由や事前に勤務指定表が変更された理由は何ら明らかにしなかった。

これまで勤務変更時には社員の承諾を得た後、「勤務変更通知書」により日付、氏名、押印をし、一枚を会社が、もう一枚を社員が持ち双方で勤務確認を行ってきた。その際、当該社員が勤務変更に応じられなくても会社が責任を持って別の変更可能な社員を探し、出面の確保を行ってきた。そのため勤務変更を承諾できなくても「業務指示」を出して強引な変更を行ったことはなかった。今回、会社は勤務変更をしようとした社員が変更に応じられないために元の勤務指定に戻し、現場管理者も本人に謝罪を行っている。

しかし、10月3日、出勤点呼終了後に突然、業務指示による勤務変更を行ってきた。

今回の事象は、会社の対応に問題があるため、よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること

### 記

1. 社員の承諾を得ず、一方的に勤務指定表を変更したのは何故か、理由を明らかにされたい。
2. 勤務変更の理由や勤務指定表の変更に対し、事前に理由を言わないのは何故か明らかにされたい。
3. 社員が勤務変更に応じられない場合、会社はこれまで他の変更可能な社員を探して責任持って交代出来る社員を出面の確保を行ってきた。しかし、今回は他の交代社員を探そうとしなかったのは何故か理由を明らかにされたい。
4. 今回、何故、この社員の勤務変更にこだわったのか明らかにされたい。
5. 現場管理者が「元通りの勤務になった」と連絡しておきながら、当日突然、出勤点呼後に「業務指示」による勤務変更を行ったのか明らかにされたい。

6. 当該社員に対し当日の出勤点呼までに「一方的な勤務変更」が連絡出来たにも関わらず何故、出勤点呼までに再度、勤務変更の依頼をしなかったのか明らかにされたい。
7. 他方の社員に対し勤務変更の「業務指示」は、勤務変更を断っていない社員に対しても行われた。断っていない社員には「業務指示」は必要ないと考えるが見解を明らかにされたい。
8. 勤務変更を断っていない社員にはこれまで通り「勤務変更通知書」による変更の手続きが行われるべきであったと考える。今回は何故「勤務変更通知書」を発行しなかったのか明らかにされたい。
9. 復帰教育が必要なら、10月3日に設定しなかったのは何故か明らかにされたい。
10. 仕業検査担当に就けない社員が、申告担当では大丈夫なのか明らかにされたい。

以上